# 平成 24 年度　事務事業事後評価調書（平成　23　年度事業）

| 整理番号 | 5 | ー | 44 |
|---|---|---|---|

## 1　事務事業の表示

※ ■ ： 該当

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 事務事業名 | 障害程度区分認定事業 | | | | | |
| 評価者 | 担当課名 | | 保健福祉課 | 担当係名 | | 社会福祉係 |
| | 管理職 | 職名 | 課長 | 作成者 | 職名 | 係長 |
| | | 氏名 | 山 崎 佳 之 | | 氏名 | 渡 部 憲 一 |
| 事業の概要 | 障害者自立支援法に基づく、障害福祉サービスの支給決定をする際、利用の可否及び報酬単価の決定にあたり、障害程度区分の調査を実施し、障害程度区分の判定を行う。 | | | | | |

| 全体計画 | /単年度繰返 | |
|---|---|---|
| （平成 20 年度～ 24 年度） | | |
| 事業費 | 国・道支出金 | 400 千円 |
| | 地方債 | 千円 |
| | その他 | 千円 |
| | 一般財源 | 400 千円 |
| | 事業費計 | 800 千円 |

| 実施方法 | ■ 直営 | □ 民間委託 | □ その他（　　） |
|---|---|---|---|
| 第５期 総合計画（前期） | ■ 登載事業 | □ 非登載事業 | 優先度 B |

| 事業の位置付け | | | |
|---|---|---|---|
| 政策目標 | 2 | ぬくもり・雄武～保健・医療・福祉の充実～ | |
| 基本施策 | 9 | 障がい者支援の充実 | |
| 単位施策 | 1 | 自立支援対策の推進 | |
| 事務事業の種類 | ■ 自治事務 | □ 法定受託事務 | |
| その他計画・根拠等 | 障害者自立支援法、障がい者計画 | | |

| 事業費 実施年度 | 20年度（実績） | 21年度（実績） | 22年度(実績) | 23年度(実績) | 24年度(見込) |
|---|---|---|---|---|---|
| 国・道支出金 | 59 千円 | 120 千円 | 81 千円 | 61 千円 | 89 千円 |
| 地方債 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| その他財源 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 雄武町負担額（一般財源） | 53 千円 | 101 千円 | 43 千円 | 38 千円 | 90 千円 |
| 合計 | 112 千円 | 221 千円 | 124 千円 | 99 千円 | 179 千円 |

## 2　事務事業の目的・内容（Plan・Do）

| | | 望ましい指標（目的達成状況を最も端的に表す理論上の成果指標） | | |
|---|---|---|---|---|
| 【誰、何が（対象）】 | 障がい者及び障がい児 | | | |
| 【抱える課題やニーズは】 | 障害程度区分認定調査員や認定審査会委員の後任育成。 | 認定者数 | | |
| | | 指標（指標計算式／解説） | 目標値及び実績値 | |
| 【どのような状態になることを目指したのか（意図）】 | 障害程度区分の適正な判定。 | ① 認定者数 | 目標年度 | 平成23年度 |
| | | | 目標値 | 16 名 |
| | | | 実績値 | 16 名 |
| | | | 達成度 | 100.0 % |
| 【その結果、どのような成果を実現したいか】※成果＝目的 | 障害福祉サービスの適正な支給と障がい者の福祉向上を図りたい。 | ② | 目標年度 | |
| | | | 目標値 | |
| | | | 実績値 | |
| | | | 達成度 | % |

| 内容（どのような手段で何を行ったか） | |
|---|---|
| ①障害程度区分の認定調査 | 資格を有する障害程度区分認定調査員が、障害者自立支援法における障害福祉サービスの支給決定の可否及び支給量の目安とするため調査を実施した。 |
| ②障害程度区分の認定審査 | 障害程度区分の認定調査結果に基づき、認定審査会において審査判定を実施した。 |
| | |

## 3 事務事業の評価（Check）

（1）事務事業の必要性（町民ニーズ・社会情勢に照らして妥当か、町が担う必要があるか。当該事務事業を実施しない場合の支障、既存事務事業との機能重複や見直しによる対応可能性）

| | | |
|---|---|---|
| **必要**<br>必要／概ね必要／課題あり | □義務的なもの<br>□全部<br>□一部 | 障害福祉サービスの支給決定及び支給量決定を行うため必要な事業であり、当該事業を実施しない場合、障がい者が必要とするサービスを受けられなくなるため、日常生活に影響が及ぶ。 |

(2)事務事業の有効性（期待する効果が得られたか）

| | | |
|---|---|---|
| **有効**<br>有効／概ね有効／課題あり | 設定した目標値の達成状況<br>■達成<br>□ほぼ達成<br>□下回る | 当該事業を実施したことで、障害福祉サービスの適正な支給決定を行うことができた。 |

(3)事務事業の効率性（コストに見合った効果が得られたか、計画上のコストを下げる工夫をしたか）

| | | |
|---|---|---|
| **効率的**<br>効率的／概ね効率的／課題あり | 判断の理由<br>■事業費抑制<br>□人員削減<br>■時間短縮・作業軽減<br>□その他 | 緊急的な場合を除き、調査及び審査をまとめて実施したため、事業費の抑制及び時間短縮・作業軽減を図ることができ、今後も工夫に努めていく。 |

(4)事務事業の公平性

| | | |
|---|---|---|
| **公平**<br>公平／概ね公平／公平でない | 判断の理由<br>□受益者負担がある<br>□受益者負担がない<br>□受益が一部に偏る<br>■その他 | 障害者自立支援法に基づいた支給決定であり、公平と考える。 |

## 4 総合評価【A～D】

A：計画通り事業が進んでいる。目標が達成された。今後も計画通り事業を進めることが適当　等
B：ほぼ計画通りに進んでいるが目標に達成していない。事業の進め方に改善が必要　等
C：当初の計画を達成できていない。事業規模、内容、実施主体等の見直しが必要　等
D：事業効果が表れていない。事業の統合、休・廃止の検討が必要　等

| 自己評価（一次評価） | 評価会議評価（二次評価） | 町長評価（三次評価） |
|---|---|---|
| A | | |
| 障がい者の適正なサービス支給と支給量を決定するため、この事業は必要不可欠で障がい者における生活、福祉の向上を図るうえで計画どおり事業を進めることが適当である。 | | |

**今後の展開方向**
（Action）

| | | |
|---|---|---|
| **継続／内容の見直し・変更** | | |
| 障害者自立支援法や町の例規にも規定しており、町が実施することは責務とされ、当分は現状維持が必要であるとともに、法改正の動向を踏まえながら取り組んでいく必要がある。 | | |

＊展開方向の区分
○ 継続／現状維持又は拡充又は縮小又は統合又は内容の見直し・変更　○ 終了　○ 休止　○ 廃止

## 5 その他特記事項（アンケート調査など外部評価を受けた場合は、その旨記入）